

令和5年度 美濃市市有地売払実施要領

1 売払い物件及びその予定価格

物件番号	物件の所在地	地目	地積 (㎡)	予定価格 (円)
1	亀野町 3981-19	宅地	201.86	3,938,000
2	亀野町 3981-20	宅地	204.59	4,134,000
3	亀野町 3981-22	宅地	201.90	4,079,000
4	亀野町 3987-8	宅地	501.44	6,158,000
5	字千畝 2697-8	宅地	289.37	3,692,000
6	もみじが丘二丁目 19	雑種地	413.35	8,506,000
7	もみじが丘三丁目 25	雑種地	316.63	6,550,000
8	もみじが丘三丁目 26	雑種地	316.12	6,752,000
9	大字松森字戸竹 1639-31	宅地	598.14	10,072,000
10	大字松森下巾上 410-19	宅地	197.34	4,813,000

※ 物件4、9は建物付きの売却です。

2 申込参加の資格

個人、法人を問いません。住所が美濃市以外の方でも参加できます。ただし、次のいずれかに該当する方（共有名義で入札する場合は全ての共有者を含む）は申込参加資格を有しないものとします。

- (1) 地方自治法第（昭和22年法律第67号）238条の3に該当する本市職員
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に該当する契約を締結する能力を有しない方及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 次のいずれかに該当する方で、その事実があった後3年を経過しない者
 - (ア) 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた方又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が本市との契約を締結すること又は契約者が本市との契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

- (オ) 正当な理由なく、本市との契約を履行しなかった者
- (カ) 前各号のいずれかに該当する方で、その事実があった後3年を経過しない方を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員の者
- (6) 申し込み時点において市区町村民税を滞納している者
- (7) その他市長が不相当と認める者

3 物件の確認

(1) 物件調書と法規制の確認について

物件調書は、申込参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。申込を行う前に、必ず申込参加者ご自身において現地確認した上で、建築基準法、都市計画法、農地法、景観法等の諸規制について、関係各機関に利用計画に見合った使用の可否について十分ご確認ください。また、各種供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）の利用にあたっては、各事業者と十分協議してください。なお、物件調書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を記載したものであり、現時点で変更されている可能性があることをご了承ください。

(2) 現状引渡しについて

申込物件については現状引渡しとなります。

(3) 現地確認について

現場説明は実施しませんので、事前に必ず現地確認してください。ただし、物件番号4、9の建物については、職員の立会のもと内見が可能です。事前予約が必要となりますので、前日までに総務課管財契約係へ連絡し予約をしてください。

4 申込の方法

普通財産取得申込書に必要な書類を添えて、直接持参して提出。

- (1) 申込期間 令和5年12月1日（金）から令和5年12月28日（木）
土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分まで
- (2) 申込場所 美濃市役所 総務部総務課 管財契約係（市役所3階）
- (3) 持ち物 提出書類、写真付き本人確認資料

5 契約の条件

- ・ 予定価格以上の価格であること。
- ・ 保証金は誓約書の提出をもって免除とする。ただし、正当な理由なく契約を締結されない場合は、保証金に相当する違約金を申し受けることとする
- ・ 郵送での申込は受け付けない

6 落札者の決定方法等

落札候補者資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、落札候補者を落札者として決定します。

7 落札者への決定通知

落札者を売買の相手方と決定したときは、「売払決定通知書」（別記様式 9 号）を郵送します。

8 契約の締結

売払決定通知書を受け取った日から 14 日以内に落札者の名義にて、「市有財産売買契約書」により、売買契約を締結していただきます。共有の場合は持分を記載してください。なお、契約書にちよう付する収入印紙代は落札者のご負担となります。

9 違約金

落札者が、正当な理由がなく、指定する期日までに契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額を違約金として美濃市に支払っていただきます。

10 売買代金の納入方法

売買代金は、売買契約書に指定する期日までに一括納入していただきます。

11 所有権移転等

(1) 売買代金が完納されたときに所有権が移転するものとし、現状有姿のまま引き渡しがあったものとしします。

(2) 所有権移転登記の手続きは、美濃市が行います。

登記に必要な住民票（法人の場合は必要に応じて資格証明書）1 通を提出してください。

(3) 売買契約にちよう付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税額は、すべて買受人の負担となります。

12 問い合わせ先

美濃市役所 総務部総務課 管財契約係 0575-33-1122（内線 326・327）